



あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。
2020. 11月号 第42号



令和3年度大学・短大・専門学校に進学予定のお子さんをお持ちの方へ

朗報!!

制度改正により、母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の修学資金（授業料）は入学前に資金の交付が可能となりました。

以前は、借用書を取り交わしても、入学後在学証明書の確認をしてからでないとは交付されなかった修学資金（授業料）が、制度改正により、合格証明書の確認をすることで、就学支度金（入学金）と同じタイミングで交付されることになりました。これにより、学費納入期限内に入学金と授業料と一緒に振り込むことができるようになります。

※貸付の審査には時間がかかります。合格後、学費納入期限内に入金が間に合わないことがないよう、貸付を希望される方は、遅くとも11月中のご相談をお願いいたします。

詳細はネウボラ課母子・父子自立支援員までお問合せください。048-424-9140



令和3年度に高等学校入学予定のお子さんをお持ちの方へ

※令和2年10月以降在学する中学校から案内が配布されます。

※高等学校の進学前に申し込める修学支援制度（国公立・私立共通）

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与です。高等学校卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申し込むと高校進学前に借り入れができます。

○ 対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学3年生であること。
- ・保護者等が県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり（※1）、経済的理由により修学が困難（※2）であること

※1 在学校の校長から推薦を受ける必要があります。

※2 給与収入のみの4人世帯（夫婦片働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）の場合は、世帯年収830万円以下が目安

○ 貸与額

区分	月額奨学金			入学準備金
国公立高等学校等	①15,000円	②20,000円	③25,000円	①50,000円 ②100,000円
私立高等学校等	①20,000円	②30,000円	③40,000円	①100,000円 ②250,000円

○ 申請方法

在学する中学校から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。詳細は在学校の確認をお願いいたします。

お問合せ先 埼玉県教育局 教育総務部 財政課 授業料・奨学金担当 048-822-5670



アンケートにご協力をお願いします。

和光市ではひとり親家庭の方を対象に、新型コロナウイルス感染症およびその対策の影響について、パソコンやスマートフォンよりアンケートを実施し、今後のひとり親家庭への事業に活かしていきたいと考えております。ご協力をお願いいたします。

詳細は同封のチラシまたはネウボラ課までお問合せください。048-424-9087



資格いろいろシリーズ13

「ケアマネジャー（介護支援専門員）」を知ろう！

★ケアマネジャーとは・・・

正式には「介護支援専門員」といい、2000年の介護保険制度の施行とともに誕生した資格です。介護を必要とする方がその人らしい生活を送れるよう、利用者やその家族と相談し、どんな介護を必要としているのかを見極め最適なケアプラン（介護サービス計画書）を作成し、自治体や業者との調整を行う職種です。

★資格を取得するには？

介護支援専門員実務研修受講試験に合格する必要があります。この試験は各都道府県により管理されており、国家資格という扱いではなく、公的資格に属しています。

★仕事内容は？

①「要介護認定に関連する業務」と②「介護支援サービスに関連する業務」の2つに分けられます。

★試験を受けるための条件は？

以下の業務を通算して5年以上かつ900日以上従事したもの

① 該当の国家資格等に基づく業務

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士）、精神保健福祉士

② 生活相談員・支援相談員・相談支援員・主任相談支援の業務

※2017年までは介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）の資格所有者や無資格者でも介護業務の経験年数によっては受験できましたが、2018年からは、介護福祉士以外の介護職要件が除外されました。

①要介護認定に関連する業務

◎要介護認定の調査

介護保険サービスの利用を希望する方に対して「どの程度の介護度なのか・どんなサービスが必要なのか」を判定するため、利用を希望する方の自宅などに伺い調査を行います。

◎要介護認定の申請代行

申請や更新が何らかの事情で難しい場合、代行をすることがあります。

②介護支援サービスに関連する業務

◎課題分析（アセスメント）

介護サービス利用希望者の心身の状態や生活の状況、その家族の希望などを聞き取り「どのようなサービスが適切なのか」を総合的に判断します。ここで行う相談・面接はとても重要な要素となります。

◎介護サービス計画（ケアプラン）の作成

課題分析で得た情報を基に、介護サービスの方針や内容、解決すべき課題や目標などを適切に設定できるよう計画を立てます。この計画を介護サービス計画（ケアプラン）といい、この作成こそがケアマネジャーのメイン業務といえます。

◎サービス事業者や利用者との調整

数多くある種類の介護サービスの中から、利用者さん自身にあった適切な事業所の提供や、利用者さんと事業所をつなぐお手伝いをします。

2018年度版 ケアマネジャー資格取得手順



★働き方の違いとは？

	居宅ケアマネ	施設ケアマネ
就労先	居宅介護支援事業所	介護福祉施設
対象者	自宅で介護を受ける方	施設の利用者さん
担当件数	最大 35 件	100 件
ケアプラン作成方法	利用者さん一人ひとりに合った幅広い選択肢から提案	施設の方針やサービスに沿って作成

★合格後は・・・

介護支援専門員実務研修の受講が必要です。また、合格後交付された「介護支援専門証」の有効期間が5年間で有効期間の満了日までに特定の研修を修了し更新が必要となります。

★お給料は？

平均年収は335万円。月給で換算すると28万円。初任給は21万円。アルバイト・パートや派遣社員では平均時給がそれぞれ1,213円、1,374円となっています。

国税庁平成29年度「民間給与実態統計調査結果」より